

議案第66号

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年11月26日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町ふれあい広場を廃止するため、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を  
改正する条例

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成10年大口町  
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表大口町健康文化センターの部大口町ふれあい広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(施設の名称、区分及び位置)			(施設の名称、区分及び位置)		
第3条 健康文化センターの名称 施設の区分及び位置は、次のとおりとする。			第3条 健康文化センターの名称 施設の区分及び位置は、次のとおりとする。		
名称	区分	位置	名称	区分	位置
大口町健康文化センター	大口町保健センター	大口町伝右一丁目 35番地	大口町健康文化センター	大口町保健センター	大口町伝右一丁目 35番地
	大口町歴史民俗資料館		大口町歴史民俗資料館		
	大口町研修センター		大口町研修センター		
	大口町トレーニングセンター		大口町トレーニングセンター		
			大口町ふれあい広場	大口町伝右一丁目 25番地	
2 略			2 略		